

国立大学法人東京外国語大学名誉教授称号授与規程に関する申合せ

昭和 31 年 4 月 1 日
制 定

改正 昭和 44 年 10 月 1 日 昭和 51 年 11 月 24 日
平成 7 年 4 月 6 日 平成 10 年 7 月 17 日
平成 12 年 6 月 28 日 平成 16 年 10 月 1 日規則第 197 号
平成 19 年 2 月 27 日規則第 9 号 平成 21 年 3 月 31 日規則第 49 号
平成 24 年 3 月 27 日規則第 50 号 平成 31 年 3 月 19 日規則第 34 号
令和 5 年 3 月 16 日規則第 42 号

I 規程第 2 条第 2 項の規定については、次の各号のいずれかに該当する者に対して適用するものとする。

- 1 本学の学長としてその任期を満了した者
- 2 本学の教授として 10 年以上 15 年（規程第 3 条による通算期間を含む。）未満勤務した者で、次の一に該当する者
 - (1) 理事、副学長、大学院総合国際学研究院長、大学院国際日本学研究院長、大学院総合国際学研究科長、言語文化学部長、国際社会学部長、国際日本学部長又はアジア・アフリカ言語文化研究所長として 2 年以上勤務し、その任期を満了した者
 - (2) 日本学士院賞、日本芸術院賞、紫綬褒章等の受賞者及びそれに準ずる者（外国での受賞を含む。）
 - (3) その他前各号に準ずる者

II 規程第 3 条第 2 号には、大学以外の教育研究機関の長、教授、准教授、助教授及び研究員（教授又は准教授に相当する者に限る。）を含むものとする。

III 勤務年数の計算は、月計算により行い、通算後の月数に端数が生じた場合は、これを 1 月に切り上げるものとし、国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等に関する規定（平成 16 年規則第 56 号）（以下この III において「採用等規定」という。）第 2 1 条第 1 項による休職期間（国家公務員であった期間における休職期間は、就業規則第 2 1 条第 1 項の休職期間に含める。）は、除算する。

附 記

この申合せは、平成 7 年 4 月 6 日から施行する。

附 記

この申合せは、平成 10 年 7 月 17 日から施行する。

附 記

この申合せは、平成 12 年 6 月 28 日から施行し、平成 12 年 3 月 31 日離職した者から適用する。

附 記

この申合せは、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 記

この申合せは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 記

この申合せは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 記

- 1 この申合せは、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の外国語学部長の職にあった者については、なお、従前の例による。

附 記

- 1 この申合せは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日以前に附属図書館長、留学生日本語教育センター長又は保健管理センター長の職にあった者に係る名誉教授の授与要件については、改正後の I 第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 記

この申合せは、令和 5 年 3 月 16 日から施行する。